福祉文教委員会会議録

令和８年１１月５日（木）
（開　会）　　１０：０４
（閉　会）　　１１：３９

【　案　件　】
１．困難を抱えるこどもやその家族に対する支援について

【　報告事項　】
１．令和７年度税制改正に伴う介護保険料の賦課算定誤りについて　（介護保険課）
２．介護保険サービス事業所に対する行政処分について　（介護保険課）
３．認知症対応型共同生活介護事業所（グループホーム）の整備に係る応募状況と選定結果について　（介護保険課）
４．飯塚市教育委員会事業評価結果（令和７年度分）について　（教育総務課）

○委員長
ただいまから福祉文教委員会を開会いたします。
「困難を抱えるこどもやその家族に対する支援について」を議題といたします。提出資料について、執行部の説明を求めます。
○こども家庭課長
案件１－１「困難を抱えるこどもやその家族に対する支援について」、こども家庭課の補足説明をさせていただきます。
１ページをお願いいたします。相談体制に関する資料といたしまして、こども家庭センターの体制図を記載しております。令和６年度からこども家庭センターを設置し、母子保健、児童福祉の機能を一体的に運営し、妊産婦やこども、子育て家庭に対して妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行う機関となっております。関係機関と連携を図りながら家庭の状況やニーズに応じた相談支援を行い、必要なサービスにつなげる役割を担っております。
続いて、２ページをお願いいたします。虐待に関する相談体制として、飯塚市要保護児童対策地域協議会のイメージ図となります。要保護児童の早期発見及び適切な保護または要支援児童もしくは特定妊婦への適切な支援を図るため、児童福祉法第２５条の２第１項の規定に基づき、飯塚市要保護児童対策地域協議会を設置しております。飯塚市要保護児童対策地域協議会は各関係機関で組織され代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議で協議を行っております。
資料の３ページをお願いいたします。飯塚市要保護児童対策地域協議会ネットワークのイメージ図を掲載しています。虐待に関する事例は１つの機関では解決できないことが多く、多機関協力の下、対応していくものであり、各機関を通じて、情報共有、役割分担による連携が必要となります。飯塚市要保護児童対策地域協議会では、構成している機関同士の情報共有が可能となるとともに、各機関による役割分担、連携のルールが明確にされているため、それぞれの機関が責任を持って支援を行う体制づくりが構築されております。６月の定例会で報告いたしました児童虐待に関する状況の報告書等の数値ではありますけれども、令和７年度では要保護児童に関する相談件数は３４６２件あり、飯塚市要保護児童対策地域協議会では実務者会議１０回、個別のケース会議を５１回開催し、協議の上適切な支援を行っております。また、こども・若者プラザいいづかと連携し、ヤングケアラーに関する啓発を行い相談体制の強化を図っているところでございます。児童に関しては、学校が主な相談経路となっております。虐待の相談に関する広報に関しては、小中学校を通じて全保護者に対してリーフレットの配付や、

こどもに対しても相談ができることを周知するため、定規の形をした啓発用物品を配付しているところでございます。また、妊娠届出の際に子育てガイドブックを配付し、様々な相談機関の周知を図っているところでございます。

続きまして、資料の４ページをお願いいたします。就学前のこどもの発達、就学後の虐待、不登校等に関連した相談体制を掲載しています。こどもの発達に関する相談は母子保健係の保健師が担当となり、各機関へつなぎながら就学までの支援を行っています。発達が気になるこどもを早期に発見し、健やかな成長と保護者の育児不安や負担の軽減を図るため、市内の認定こども園、保育所、幼稚園を臨床心理士、または特別支援教育士が訪問し、生活状況を踏まえた上で専門的なアドバイスを行っております。また、個別相談が必要な場合は保護者同伴の上、後日、相談日を設けております。

乳幼児健診等で気になった乳幼児がいた場合には、巡回相談とは別に個別相談をご案内し、療育が必要なケースは療育施設等につなげる支援を行っております。

資料の５ページにつきましては、乳幼児育成指導事業に関する実績となりますが、令和７年度では相談件数が増加している状況となっております。

以上、簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。

○こども若者支援課長

続きまして、こども若者支援課が所管する資料についてご説明いたします。

資料の６ページをお願いいたします。こども・若者に関する相談対応につきましては、こども家庭センターで対応する以外に飯塚市少年相談センターなど、各支援機関において対応いたしております。

令和８年４月にあいタウンの２階にこども・若者プラザいいづかを開設いたしまして、資料にありますとおり飯塚市少年相談センター、まちの保健室、飯塚市消費生活センター、福岡県若者就職支援センター、飯塚市第２教育支援センターが同じフロア内にある体制となっております。また、あいタウン内には飯塚学習支援センター、筑豊若者サポートステーション、障がい者就業・生活支援センターがございますので、こども・若者に関する相談があった場合に同じ施設内にある支援機関につなぐことができるようにすることを目指しまして、令和８年７月に「ｉ．ｔｏｗｎ若者支援関係機関連絡会」を開催いたしまして、連携強化を図っていくための調整を開始しております。今後は、相談者の受付時に取得した情報の共有やスムーズに支援ができる受付方式など、各支援機関と調整しながら体制整備を進めていきたいと考えております。

続きまして、資料７ページをお願いいたします。こども・若者プラザいいづかに移転しました飯塚市少年相談センターの相談対応状況につきまして、補足説明いたします。

福岡県警察本部が発行しております「少年のみちびき」という冊子がございまして、その資料におきまして少年非行に関する統計資料が公開されております。その中で、違法行為で検挙補導された非行少年（２０歳未満）のうち、表の中段にあります窃盗などをはじめとする刑法に関する違法行為で検挙補導された刑法犯の推移につきましては、令和５年が１４５２人、令和６年が１４８５人、令和７年では１９４５人となっております。これは福岡県全体の数字でありますので、このうち飯塚市居住者につきましては、令和５年が２３人、令和６年が３７人、令和７年が２４人となっております。

続きまして、不良行為で補導された不良行為少年（２０歳未満）につきましては、令和５年が２万２５９人、令和６年が１万８２５０人、令和７年が１万８３６２人となっております。この統計資料におきましては、飯塚市に居住している市民の数値というものがございませんので、先ほどご説明いたしました非行少年の割合から推計いたしますと令和５年が３２４人、令和６年が４５６人、令和７年が２２０人と仮に推計することはできます。

飯塚市少年相談センターの相談対応状況につきましては、飯塚市少年相談センターで相談を

受けた件数と補導活動中の声かけ件数の合計件数の推移で申し上げますと、令和５年度が７３件、令和６年度が１０８件、令和７年度が７５件となっております。先ほどご説明いたしました非行少年の推計値を母数として、相談等の件数を割り込むことで非行少年に飯塚市少年相談センターが関与したと仮定した場合、非行少年に関与した割合は令和５年度が２２．５％、令和６年度が２３．７％、令和７年度が３４．１％となっております。

また、飯塚市少年相談センターが実施しております巡回補導状況につきましては、非行少年の非行防止の観点で声かけするものでございますので、非行少年に関与した割合といえるデータではないというふうに考えられるものではございますけども、参考データとして資料を提出するものでございます。

以上で説明を終わります。

○教育総務課長

引き続き、「困難を抱えるこどもやその家族に対する支援について」教育部所管事業を説明いたします。

案件１－２、提出資料の１ページをお願いいたします。教育総務課から飯塚市奨学資金貸付制度に係る外部機関との連携、協力体制及び広報・周知についてご説明いたします。

まず、本事業の目的は経済的な理由により就学が困難な方への支援制度となります。いかにして、本制度を必要とする方に対し必要な情報を届け、申請につなげていくかというアウトリーチが非常に重要であると考えております。そのためにまず広報・周知の取組についてご説明いたします。市報やホームページ、公式ＳＮＳによる広報に加え、スマートフォン等を通じて学校から保護者へ直接連絡ができる保護者連絡ツール「ｔｅｔｏｒｕ」を活用した情報発信を行っております。そのほかに市内及び近隣の高校、さらに市内の大学や短期大学を直接訪問し、制度周知に努めております。

各学校においては、進路相談等の場面で奨学金の活用を進めていただくほか、在学生に対しても本制度の利用が可能である旨を案内していただくなど、誰一人取り残さないよう周知徹底を図っております。また、奨学金は借金であるというマイナスイメージを和らげるため、本制度が無利子であること、そして、卒業後の市内居住等による返還免除制度について周知を図り、安心して申請していただけるようにも努めております。

資料の左下には募集人員について記載しておりますが、令和９年度奨学生から高校等区分の新規貸付人員を１０人以内から２０人以内に、大学等区分については２０人以内から２５人以内にそれぞれ拡充いたしております。

資料にはございませんが、直近３か年における本年度の募集者数を見ますと高校等区分について令和５年度は１４人、令和６年度は１５人、令和７年度は１７人、また大学等区分については令和５年度は４９人、令和６年度は２５人、令和７年度は２７人となっております。今回、本年度９月議会にて議決いただきました制度の改正はこれまでの実績、将来予測も含めたところで申請者ニーズに対応した募集人員の拡充が図られると考えております。

次に、外部機関との連携について本制度は奨学資金貸付金を原資といたしまして、持続可能な制度運営を図るため、貸付基準をクリアし要件を満たす必要があるため、奨学生の選考、奨学生の決定については外部諮問機関として、飯塚市奨学資金貸付審議会を設置いたしております。審議会の委員は福岡県高等学校校長会、飯塚市小中学校校長会及び民間から選出された７名で組織しており、同審議会では奨学生の選考審議にとどまらず、制度の在り方や改善点等についても貴重なご意見を頂いております。

以上のとおり本制度においては、学校及び保護者の皆様と緊密に連携を図りながら運用を進めるとともに、審議会を通じて外部の専門的な視点も取り入れながらの運営を図っております。今後もより一層の実効性を持った制度の充実に努めてまいりたいと考えております。

○学校教育課長

提出資料２ページをお願いいたします。学校教育課からは所管する事業のうち、学校、教育委員会、民間団体や市民との協力、連携体制による相談・支援を行っております不登校児童生徒の相談・支援体制について説明させていただきます。

資料の内容ですけれども、児童生徒の状況に応じて関係する機関や団体がそれぞれどのように関わっているか整理しております。青色の枠は小中学校における相談・支援、茶色の枠は教育委員会の支援、黄色の枠は民間団体・市民による支援に色分けしております。また、赤字で記載しております数字につきましては、今年９月３０日現在の小中学校合算の支援実績数となっております。

まず、不登校兆候にある児童生徒については在籍しております小中学校での支援内容を記載しております。各学校では、不登校の兆候がある段階から家庭訪問による状況把握や個別の相談、カウンセリングを通じて不安や困り感の軽減を図っております。

資料中段は、不登校状況となった児童生徒への相談・支援について記載しております。学校に行くことはできるがクラスに入れない児童生徒、外出はできるが学校に行くことができない児童生徒、家から外に出ることができない児童生徒の３つに分け、それぞれの状況に応じ相談、支援内容を記載しております。

まず、学校に行くことはできるがクラスに入れない児童生徒には、各学校に設置しております校内教育支援センターで学習支援、体験機会の提供、相談やカウンセリングを行います。

次に、外出はできるが学校に行くことが難しい児童生徒には、市が設置しております２か所の教育支援センターで学習支援、体験機会の提供、相談やカウンセリングを行っております。また、民間のフリースクールとも連携し、在籍校との情報共有を行い、児童生徒の状況の把握に努めております。

３つ目は、家から外に出ることができない児童生徒には、各学校でＩＣＴを活用した支援を行っております。ＡＩドリル、家庭学習課題や学校通信の配信、授業中継などを通じて学校とのつながりを保つようにしております。さらに、民間団体の連携では、ｅスポーツイベントや社会教育関連事業等の紹介等を通じて社会との接点やコミュニケーションの機会を確保するよう努めておりますが、教育委員会の支援体制については、今後充実させていく必要があると考えております。

資料下段は、市民ボランティアの活用による支援について記載しております。校内教育支援センターや市が設置しております教育支援センターにおいて、市民ボランティアによる体験活動や学習支援により社会との接点の確保に努めております。

最後となりますが、図の全体を囲む青線は児童生徒がどのような状況であってもスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによるカウンセリング等の支援を行っていることを示しております。この資料に示しておりますように本市では、児童生徒の一人一人の状況に応じて支援の入口を分けながら学校、教育委員会、民間団体、市民が協力連携し、支援する体制の整備に取り組んでおります。

以上、簡単ではございますが、学校教育課の概要説明を終わります。

〇社会・障がい者福祉課長

案件１－３「こども・若者に関する支援機関の連携について」をお願いします。福祉部が担当します内容についてでございます。今回のテーマとなりますこども・若者に関する相談支援体制について、ご説明いたします。

資料左側下段をお願いします。まず、地域にお住まいの障がい児やそれらの不安を抱えるご家族などからの相談体制については市内各所にあります各相談支援事業所、市が委託しております相談支援機能強化事業所トントンが相談窓口として対応いたします。

相談内容によっては、児童発達支援や放課後デイサービスの障がい福祉サービスにつながる場合もございますが、障害者手帳を所持しておられない児童等については、乳幼児健診や発達

相談において医師の診断等を受けながら保育所、保育士とともに障がい福祉サービスの提供につなげ、療育を行っていただくこととしております。この療育、特に児童発達支援を行う間においては、こども家庭センター保健師において保育施設等への巡回支援を行っており、併せて市の委託先であります相談支援機能強化事業所トントンにおいて専門相談員による保育所等への訪問支援を行うなど、丁寧な療育支援体制に努めております。また、トントンなどでの活動状況等については飯塚市、嘉麻市、桂川町で共同設置の障がい者基幹相談支援センターにおいてその内容を共有し、併せて障がい者基幹相談支援センターが運営しております飯塚圏域障がい者自立支援協議会の専門部会等においても情報の共有、関係機関との連携の緊密化を図っております。飯塚市の障がい者への支援体制の充実に向けた連携体制の推進につなげているところでございます。

以上、簡単ですが、福祉部における資料説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、ただ今の説明に対する質疑を含め、全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

○石川委員

私がお伺いしたいのが不登校児童生徒の相談・支援体制についてですが、校内教育支援センターに対して、飯塚市学校運営協議会は不登校の支援にどのように関わっているのか、お尋ねします。

○学校教育課長

コミュニティ・スクール（飯塚市学校運営協議会）では、これまで不登校の状況や課題等を報告し、協議していただくことで学校、家庭以外の多角的なアプローチ、地域社会全体での温かい見守り、また柔軟な学校以外での居場所の確保などの関わりが可能となっております。

校内教育支援センターの設置後におきましては、飯塚市学校運営協議会には支援体制、いわゆる地域での支援、ボランティアを含めて地域での支援であったり、また地域行事等への参加奨励を含めご協力いただいているところではございます。

コミュニティ・スクールを中心とした地域と一体となった魅力ある学校づくりを目指し、不登校の減少に努めているところでございます。

○石川委員

このコミュニティ・スクール（飯塚市学校運営協議会）を通して、ボランティアの支援を募ったりされているということでしょうか。また、学校の体制によって違うということでしょうか。

○学校教育課長

校内教育支援センターが本年度、全小中学校で設置ができておりますので、本年度からこのコミュニティ・スクール（飯塚市学校運営協議会）を通じて学校の成果であったり課題等を報告し、今後協力という形で充実してくるだろうというふうに考えております。

○石川委員

この市民ボランティアの方ですね、この支援体制の表の中にある市民ボランティアによる支援というところで、この支援の依頼はどのような方法で依頼されているんでしょうか。

○学校教育課長

この校内教育支援センターの支援員の派遣事業につきましても、今年度からスタートした事業のため、現時点では、各学校で支援ボランティアを探していただいて登録しております。登録者の管理につきましては、学校教育課で行っております。生涯学習課の学習ボランティア派遣事業のような統一名簿による紹介は行っていない状況ですけれども、今年度の実績を踏まえまして、市民ボランティアの得意分野等を学校教育課が把握いたしまして、学校側からの問合わせがあった場合には、紹介する流れを今後検討しております。

○石川委員
　学校任せにするんではなく、学校教育課で学校の運営を支えていく、不登校の支援を支えていくというような体制づくりを目指しているということであると思うんですけども、この市民ボランティアの研修ですね、こちらのほうも例えば私が市民ボランティアに参加するとなるととても不安というか、これでよかったのだろうかであったりとか、相談を受けるに対しても守秘義務とかがありますからどういった方に相談していいのかとか、そういうのがボランティアでもし関わるとなるとその点はどうなっているのかなというところが気になるところなのですが、そういったことに関して研修といわれるとは思うんですけども、それはどのように行われていますか。また、これからどのように対応されていきたいとお考えですか。
○学校教育課長
　今現在は、学校側が探してきていらっしゃる方なので、いわゆる支援に対してひいでている人とか、信頼が置ける人を学校側が探して登録していただいているので、今のところそういう心配はないというふうに考えておるんですけれども、実際にこの市民ボランティアの研修等は、今現在は行っておりません。
　それで、来年度はやはり、この市民ボランティアと学校共同で各学校での取組の紹介であったり、こどもと接する場合の留意点等について研修の開催を検討しているところでございます。
○石川委員
　ボランティアとして活躍したいと思われている保護者の方であったりとか、少しでも学校に協力されたいと思われる方もいらっしゃると思いますので、その方についてはこういった研修があるということをしっかり周知していただいていると、より熱意を持った方が集まることにつながると思いますので、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。
○委員長
　ほかに質疑はありませんか。
○藤間委員
　奨学金についてお伺いですけれども、こちらの減免の対象者は卒業後、市内に住みながら中小企業で働くというふうに限定されてらっしゃいますよね。こちらの中小企業に限定されているのはどういった趣旨なんでしょうか。
○教育総務課長
　飯塚市奨学資金貸付事業につきましては、基金制度を持った飯塚市の独自規定でございます。その中で今般、飯塚市の制度改正におきましては市内就業の要件を追加いたしておりますけども、そのときに参考にいたしましたのが規定しております飯塚市中小企業振興基本条例ということで、市内就業を調べましたところ飯塚市の９割以上が中小企業ということでございます。そういったところも踏まえまして今回改正では、基本条例の理念と連動させた上で、単なる移住にとどまらず、若者に市内の企業への就業をした上で、地域経済を支える人材へと定着してほしいということも踏まえまして、この就業ということを一体化させた取組、制度改正を行っているところでございます。
○藤間委員
　いきなりの質問ですみませんというは大前提で意見にとどめます。この奨学資金貸付事業、意見を２点申し上げておきますと、１点目は、市内の中小企業に限る意味というのは極めて薄いと思うので、見直すタイミングがあればぜひご検討ください。皆様の飯塚市のそもそも中小企業じゃない大企業は３社か４社なんですね。社名も浮かぶ人があると思うので伏せますけれども、大企業はどんな会社かというとビルの設備管理をされていたりとか、介護用品のレンタルをされたりですとか、そこに勤めたからといって特段給料がいいとか、そんな話はございません。飯塚市に限っていえば奨学金の免除の要件として、民間３社、ソフトウェアセンターを含めるか分からないんですけども、この飯塚市の大企業というのが３社、４社ある中で、特に

ほかに比べて給料が高いとかそんなわけではございませんので、あまりここを削除する意味というのは極めて薄いかと思いますし、先ほど９割とおっしゃったんですけれども、飯塚市内の会社、多々ある中でたった３社、４社で特に給料が高いとかじゃないんで、そこはもう来年以降見直しをご検討くださいというのが１点です。

もう一点が周知徹底いただいているという素晴らしいことだったかなと思いつつ、なかなか制度の周知が難しいのでホームページとかにＬＩＮＥのＱＲコードとかを貼った中で、分からないことがあればここから聞けますよ、みたいな。１０代の方からすれば、市役所に電話で聞くというのはハードルが高いと思いますので、チャットで聞けるとかになると気軽に聞けると思うので、この制度、非常に難しいですし、恐らく学校の先生もこの条件に関して、「先生、飯塚市内の中小企業はどのぐらいなんですか。」と言われても多分答えられる人はあまりいないと思うので、周知徹底を追加すると同時に分かりやすいＱ＆Ａをチャットでしてあげるとか、そういう丁寧な説明が必要かと思いました。以上です。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○藤間委員

次に、「ｉ．ｔｏｗｎ若者支援関係機関連絡会」についてでございまして、各組織における支援実績、これ分かる範囲で教えていただきたいのと、こちらどういった課題感を持ってらっしゃるのか、２点お伺いできればと思います。

○こども若者支援課長

各機関の相談件数という意味でいいますと所管課が労働系とか我々の所管を超えるところではあるんですが、事務事業評価シートを内部で共有している部分の数値ベースで答弁させていただきます。

飯塚市消費生活センターの相談者数としていたしましては、令和５年が１１８０人、令和６年が１２２４人、令和７年が１２９５人となっております。ただこれは年齢を絞ったものではなく、全体の数字となっております。

続きまして、福岡県若者就職支援センターの相談件数ということですけども、こちらにつきましては令和５年が１９５件、令和６年が２５７件、令和７年が２８２件というふうになっております。こちらにつきましては、相談の対応が若者というふうに限定されておりますので、これはダイレクトに若者の数字と捉えてよいかと思っております。

今年度の各支援機関の相談件数ということでいいますと、当課が所管している部分に関しては令和７年度までの説明は先ほどさせていただいたんですけども、令和８年９月末現在での相談件数としましては３件と、声掛けが１００件ということで１０３件ということになっております。

あと、「まちの保健室」自体が今年度から始まった事業でございますので、４月から９月末までの現在の数字を積み上げますと、相談件数については３３件というふうになっております。

それ以外の機関につきましては市が所管していないということがありますので、その数値については把握しておりません。

あと課題感につきましては、相談があったときに個人情報をある程度聞き取りをするんですけども、その個人情報を聞いた後、例えば内容がここの相談機関ではなく隣の相談機関につなげましょうというときに、その情報をそのまま持って回るということができかねるという状況で、個人情報保護の協定とかを結んでおりませんので、そういったところをスムーズに相談が移行できるとか、あと同行支援で隣の相談機関に一緒に行ってあげるとかというような、そういった連携体制がとれるように、現在関係機関に意見を聞きながら調整を行っているところでございます。そういった形で相談のスムーズな連携というところが今後の課題感として捉えているところでございます。

○藤間委員
　こちら最後意見と要望の２点で終わらせていただければと思います。
　まず要望としましては、今回こちらの数字に関しては、大体どのぐらい失業ですとか、仕事を探している方がいらっしゃって、各機関どれぐらいご支援しているかというところでデータを取っている途中だと思いますので、こちらに関してはまた本委員会ではなくて、来年以降、どれだけ支援の必要な方がいらっしゃって、どのぐらい支援してらっしゃるのか、そういったデータは取っていく必要があるんじゃないかと思っております。
　もう一つにつきましては、やはり特に若者の失業とかに関する支援に関しては、課題感が２つございまして、１個目は今おっしゃっていただいた機関同士の連携でございます。例えばですけれども、生活保護でご相談に行ったけれども、実は就業意欲があって、ここを紹介したら社会に出られたかもしれないとか、失業のご相談に行ったけれども、もうこれメンタル的になかなか厳しいところがあって別の機関の対応のほうが適切である。こういった連携というのは課題だと思っておりまして、おっしゃったとおりぜひ進めていただければと思います。
　一方で、やはり相談に来る前ですね、これはひきこもり等にも重なりますが、やはりこういった支援が必要な方のほうがよりこういった場に来ていただけないという課題がございますので、そこについてはぜひ調査研究と申しますか、本来、支援が必要な方に対してどれぐらい届いていないのか等に関しては、引き続き調査・検討をお願いできればと思います。
　以上要望でございます。
○委員長
　ほかに質疑はありませんか。
○石川委員
　私も要望で、不登校支援について要望を言わせていただきたいと思うんですけども、支援体制の表の中の不登校状況にある児童生徒３３０人という数字があるんですが、学校に行くことはできるがクラスに入れない児童生徒、外出はできるが学校に行くことができない児童生徒、家から外に出ることができない児童生徒を足すと２３４人になって、不登校状況にある児童生徒３３０人というのには届かない、到達していない。この中には多分、校内教育支援センターも利用していて、ＩＣＴを活用した支援もされているという方も重なっていると思うんですよね。なので、この３３０人の中にこの３つに該当されない生徒児童さんがいらっしゃるということが分かります。
　例えば、学校につながっていれば健康診断が無料であったり、あと、今度給食費が無償であったりすることがあります。でも、学校につながっていないことで、これらが保護者としてはしっかりつながってもらって、そういった私達ができないことを学校でもやってもらっている、教育してもらっていることがありますので、そういうところにも少しでもつながってもらいたいという思いはあるんですが、それで困っている、それでとても相談したいと思われている方々と児童生徒の皆さんいらっしゃると思いますので、そういったところに対するアプローチ、これは待っているだけではなくアウトリーチで進めていかないといけないと思いますので、この辺のところも今後ご検討していただくように要望いたします。
○委員長
　ほかに質疑はありませんか。
○藤間委員
　不登校支援に関して一連のご質問をさせていただきますが、趣旨としては石川委員のご指摘とかぶるところではございます。不勉強で恐縮でございますが、不登校状況と不登校兆候、こちらの定義を教えていただきたいというのと、あとは資料にございます支援回数５１３回に関して、これはちょっとどういう意味なのか、年間３６５日なので平日に２回ずつやっているという話ではないんじゃないかなと思うんですけども、この３点ですね。不登校状況と不登校兆

候の定義、そして支援回数５１３回の説明、３点お伺いしてもいいでしょうか。
〇学校教育課長
　不登校兆候の定義につきましては、欠席数が１５日以上、そして、３０日未満の児童生徒のことになりまして、遅刻早退も０．５日でカウントいたします。
　不登校におきましては、欠席が３０日以上の児童生徒のことを不登校ということで定義されております。
　続きまして、市民ボランティアの５１３回の支援回数の内訳ですけれども、校内教育支援センターでの支援ボランティアの回数が２８８回、そして、市の教育支援センターにおきましては２２５回という内訳でございます。
〇藤間委員
　次のご質問でございますが、石川委員の要望とちょっと趣旨がかぶりますけれども、教育支援センターの支援を受けている生徒、そして、ＩＣＴを活用した支援を受けている生徒、こちらというのは基本的に人がかぶっていないのか、結構かぶりがあるのか、どっちで理解すればよろしいんでしょうか。両方受けている方が一定数いるのか、それとも別々の制度なので両方というのはあまりないのか、どちらの理解でしょうか。
〇学校教育課長
　重複している数については、総数で上がってきていますので把握はしておりませんけれども、質問議員が言われますように、校内教育支援センター、教育支援センター、そしてＩＣＴを活用した支援については、重複の児童生徒はいます。数としては把握しておりません。
〇藤間委員
　もう一点、ちょっと前提の質問ではあるんですけども、ＩＣＴを活用した支援に関して、こちら支援ができているという生徒はどういう状況なのかお伺いしたくて、例えばなんですけれども、学校通信の配信、これ配信ですのでちゃんと届いているかどうか分からない。
　一方で、例えば授業の中継があってそこに出席されていて、先生のコミュニケーションができるとなれば接点があろうかと思うんですけども、このＩＣＴを活用した支援ができているというのは、どういう状況を考えればいいんでしょうか。
〇学校教育課長
　ＩＣＴを活用した事例につきましては各学校様々なんですけれども、例えば各学校朝の会がありますけれども、そこを実際にＩＣＴで中継いたしまして、こどもの状況を学校側が把握したりだとか、興味のある授業であったり、また学校行事等をＩＣＴを通して参観していただくとか、あと学力保障に関しましては、学習支援として、今ＡＩドリルの「キュビナ」を各学校に配備しておりますので、そのＡＩドリルを活用して学習支援等を行っている学校等もございます。なので、そのＩＣＴの支援につきましては、こどもたち個々に応じた支援を各学校で行っていただいて、とにかく学校と切れない、どうにかして学校とつながるという支援をＩＣＴを活用して行っているところでございます。
〇藤間委員
　理解させていただきました。今までのお話をお伺いしますと、この不登校兆候に関して、これは軽視するわけではございませんけれども、出席が３０日未満というところで、一定学校とはつながっている。ただいまご説明いただいたＩＣＴを活用した支援についても、家から外に出ることができないというところは課題感としてはあると思いますが、一定学校とはつながっているとさらに理解させていただきました。そうすると、これは質問の趣旨ではございますが、不登校状況にある生徒が３３０名のうち、ＩＣＴ支援も教育支援センターともつながっていらっしゃらない、そういった生徒がやはり１００名以上いらっしゃるということになるかと思うんですけども、この１００名以上に関しては、どういった要因でなかなかつながれないという状況なんでしょうか。

○学校教育課長
　この不登校の要因はものすごく多岐にわたります。例えば、本人に関わる状況であれば、そもそも無気力であったり、不安で閉じこもっていたりとか、あと生活リズムの乱れであったりだとか、また、家庭に関わる状況であれば家庭から学校へこどもを送り出す力の弱さであったりだとか、不登校の要因は様々で、そこに各学校が支援をして、質問議員がおっしゃるようにとにかくどこにもつながっていない児童生徒をゼロにするというのが学校教育課、学校としても目標に掲げておりますので、その要因が様々あり、本当に児童生徒さんの個々の対応になりますので、そういった状況で要因ということを挙げています。
○藤間委員
　では最後に要望を申し上げます。こちらについても私が申し上げなくても、もう重々日々課題感とかを感じていらっしゃるかと思うんですけども、やはりこの不登校支援の一番のテーマは今議題に挙がったＩＣＴを活用した支援とか、教育支援センター、民間フリースクールとかとつながれてない１００人以上のこどもたちをどうするかというところがテーマだと思っております。
　もちろん学校にしっかり登校いただけるのが理想だとは思いつつも、こういったご支援をされている方々はフリースクール、教育支援センターの方々、専門的なご知見と熱い思いを持っていらっしゃるので、そういったところとつながっていれば一定安心だなと思う一方で、そことつながってないこどもたちが一番今後の対応といいますか、対策を考えていかなければいけないところだと思っております。
　そうすると、ハードルを下げるといいますか、やはりフリースクールにしろ、教育支援センターの方々にしろ、素晴らしい方々ですけれども、こどもからすれば、やはり先生に近しい存在でいらっしゃいますので、もうここに少し書いていらっしゃいます、これスポーツイベントでｅスポーツもゲームですよね。家族以外の大人とゲームでもいいから少し話すじゃないですけども、この１００名に関しては、なかなかフリースクールに行ってもらうとか、学校に来てもらうとか、ハードルがあるかと思いますので、ほんのちょっとの接点でもいいのでハードルを下げて関わっていただく。そういったときには民間の方々、やはり我々行政サイドの人間はこどもたちから見れば、やはり怖い大人でございますので、地域の様々な民間の方々と連携してハードルを下げた上で、接点をつくっていただければと要望させていただきます。
　以上でございます。
○委員長
　ほかに質疑はありませんか。
○田中裕委員
　１点だけお聞きします。案件１－１、３ページにヤングケアラー支援事業が示されております。市が把握したヤングケアラーの人数として令和６年度が１０名、令和７年度が７名とこのように書いてありますが、そもそもこのヤングケアラーの定義、これお手伝いと線引きがちょっと難しいかと思いますが、基本的なヤングケアラーの定義についてお尋ねいたします。
　それと併せまして、市が把握した人数１０名と７名とありますけれども、どのようにして把握されたのか、さらにこの数が多いと感じられるのか、少ないと感じておられるのか。
　最後に、このヤングケアラーの方達に対してどのような支援をされているのか、併せてお尋ねいたします。
○こども家庭課長
　ヤングケアラーの定義につきましては、２０２４年６月１２日に公布されました子ども・若者育成支援推進法において、「ヤングケアラーは家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」と定義されております。
　続きまして、本市にはどのくらいの潜在的ヤングケアラーがいると想定しているのかという

ところでございますけれども、本市でヤングケアラーと想定している人数についてですけれども、ヤングケアラーは家庭内の問題であることや、本人や家族に自覚がない場合もあることから潜在化しやすく、実数を把握することが難しい状況でございます。

令和２年度と令和３年度に実施されました国の実態調査では、主に中学２年生の１７人に１人、約５．７％がヤングケアラー状態であるとされております。この結果である数値を参考に、単純に本市の小学６年生から高校２年生までの児童生徒数に当てはめますと約３７２人の潜在的なヤングケアラーが存在すると推計では出ております。

一方で、福岡県が県内の全市町村を対象に実施している実態調査では、令和６年度の福岡県全体のヤングケアラーを実際に把握できている件数は１１７件となっており、これは福岡県全体の児童生徒に対して約０．０２２％の割合となっており実態把握が難しいため、具体的な人数の想定は難しいと考えております。

実際、本市でヤングケアラーを把握している状況でございますけれども、家庭に入られているヘルパーさんからの情報であったり、学校の情報提供であったりというところで人数の把握をしているところでございます。実際にヤングケアラーであると確認ができた際には、ご家庭に対してヘルパー事業をお勧めさせていただいて、こどもが担っている家事の軽減に努めているところでございます。

○田中裕委員

ただいまのご答弁によりますと、実際このくらいの方がいるだろうといわれる人数に対して、やっぱり把握できる人数がやはり非常にかけ離れていますよね。今後もっと数に上がってきていないヤングケアラーのこどもさんたちがいらっしゃるわけですから、これをどのようにして今後把握されていくのか、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

○こども家庭課長

虐待の可能性のあるこどもたちの情報が多数寄せられている中から潜在的なヤングケアラーを把握していくこととなるため、関係機関との連携とヤングケアラーに関する情報提供の数値が必要であると考えております。今後も学校訪問での情報共有を継続するなど、情報共有に関する周知に努めたいと考えております。

○田中裕委員

非常に難しい問題だと思いますけど、どうかよろしくお願いします。このヤングケアラーの数とヘルパー事業の利用者数も示されておりますが、このヘルパーを利用される場合、誰が申込みをされるんですか。

○こども家庭課長

保護者の方に申請をしていただくというところになりますので、ご家族の方を含めて支援の内容を検討しているところでございます。

○田中裕委員

把握している数とヘルパーさんを利用されている数ですが、実際に利用されている数のほうが少ないんですね。利用されてない方は、うちは必要ないですよということで断られている、そういうことですかね。

○こども家庭課長

ご家族の方含めてお話はするんですけれども、必要とされてないというご回答を頂くこともございますので、そこは継続的に支援に向けてお話を進めていくというところを検討しております。

○田中裕委員

本当に難しい問題だと思いますけども、しっかりとした人数の把握や、情報収集及び支援に努めていただきますようにお願いして終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。
○藤間委員
今、田中委員へのご答弁の中で担当課の方から虐待という単語があったんですが、これはどういう文脈か教えていただいてもよろしいでしょうか。
○こども家庭課長
実際、虐待というところでありますけれども、ネグレクト傾向であるというところも関連してというところでございます。
○藤間委員
すみません。ネグレクト傾向である、もう少し説明いただいてもいいですか。
○こども家庭課長
虐待というところでネグレクトも含まれます。そういう情報を頂きましてご家庭の中でネグレクト傾向であるというところで本来、保護者がしないといけない家事をこどもが自ら行っているという情報を頂きましたら、そちらも支援の対象として検討しているというところでございます。
○藤間委員
ありがとうございました。一連のご指摘についてはもう本当に田中委員のおっしゃるとおりだと思います。
それで１点違う視点から要望というかご提案ですけども、このヤングケアラー、難しいなと思うのがそのヤングケアラーの定義自体が、本来大人が行うと想定している家事をこどもがされている。もう少し端的に言うと、大人がすべきことをこどもがしている。そういった状態は一種の虐待であるという考え方もあると。そういう状況においては、家族においてうちの子がヤングケアラーと認めたくない心理が働いていくので、このヤングケアラー支援事業というのはこのやっぱりいろんな対策、こどもたちを本来の学業とかに集中させていかないといけないため必要だと思いつつも、このヤングケアラーのこどもたちを救うのは、多分ヤングケアラー支援事業という名目ではなくて、恐らくですけれども、打ち出し方として大人がすべき家事をこどもにさせていませんか、ではなく、本来の勉強時間とか確保できていますか、と違う打ち出しにしないと、なかなかこどもにしろ、大人にしろ、支援が難しいのかなというところで、これヤングケアラーの支援は必要でありながらも切り口としては別の方面でいかないと、今のままのように認定数が数人とかいう状況かと思います。もう恐らく具体的な対応として、今おっしゃっていただいたとおり介護のヘルパーさんにより把握するとか、あるいは類型的にヤングケアラーになりやすいような家庭、例えばですけれども、シングルファザー、シングルマザーで、兄弟が３人いて、介護が必要なおばあちゃん、同居しているおじいちゃんでもいいんですけど、そういう状況であるとヤングケアラーになりやすいような家庭を想定した支援をするとか、これヤングケアラーを支援すべきですけれども、政策の切り口として、もしかしたら別の言い方のほうがスムーズなんじゃないかなと思って、意見として伝えさせていただきます。
○委員長
ほかに質疑はありませんか。
（　な　　し　）
本件については、引き続き調査していくということで、本日はこの程度にとどめたいと思います。
暫時休憩いたします。
休　憩　１１：０４
再　開　１１：１３
委員会を再開いたします。
お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から４件について報告したい旨の申出があ

っております。報告を受けることにご異議ありませんか。
（　異議なし　）
ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。
「令和７年度税制改正に伴う介護保険料の賦課算定誤りについて」、報告を求めます。
○介護保険課長
「令和７年度税制改正に伴う介護保険料の賦課算定誤りについて」、ご報告いたします。
資料を御覧ください。まず、概要でございます。令和８年７月９日に令和８年度介護保険料の納入通知書を送付しましたが、介護保険料の賦課処理において一部の被保険者に対し、合計所得金額の計算方法に誤りがあり、本来の保険料額よりも少なく算定された納入通知書を送付していることが判明したものでございます。
経過としましては、令和８年７月９日に、先ほども申し上げましたとおり被保険者宛てに介護保険料納入通知を発送しました。７月１６日に介護保険料の算定方法の疑義につきまして、厚生労働省より詳細なＱ＆Ａが発出されております。８月４日に行政システム九州株式会社より関係自治体向けに実施した会議での説明会において、システムの一部誤りの問題につきまして、本市が正式に報告を受けました。９月８日に行政システムより提供された修正プログラムを適用し、対象者数と影響額を確認し１０月２日に月次処理を行い、９月８日の修正プログラム適用時の対象者数と影響額に相違ないことを再確認しております。
この賦課算定誤りの対象者数と影響額につきましては、対象者数は１９人、影響額は全体で２８万６７５０円、最大の方の額が１万６８７０円、最小の方の額が８４４０円となっております。
対象となる方々への対応といたしましては、個別に訪問し、今回の算定誤りについて謝罪を行うとともに、正しい通知書を交付し、本来徴収すべき金額との差額分の納付をお願いしております。
今後、介護保険システム設定変更の際にはシステム事業者に改修内容の確認と検証の徹底を求めるとともに、市職員においても法令の確認と検証を行い、再発防止に努めてまいります。
以上、簡単ではございますが、「令和７年度税制改正に伴う介護保険料の賦課算定誤りについて」の説明を終わります。
○委員長
報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。
（　質疑なし　）
質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。
次に、「介護保険サービス事業所に対する行政処分について」、報告を求めます。
○介護保険課長
「介護保険サービス事業所に対する行政処分について」、ご報告いたします。
資料を御覧ください。まず、概要でございますが、処分の対象法人は、津原６３７番地１にある合同会社縁恵社で、代表者は代表社員の鬼頭紀行氏でございます。
処分内容等といたしましては、対象事業所はデイサービスセンターおに福。処分内容は指定の全部効力停止６月で、効力発生日は令和８年１１月１日でございます。処分理由は介護報酬の不正請求でございます。
個別機能訓練加算の算定につきましては、機能訓練指導員等が個別機能訓練計画書を作成し、利用者及び家族に対し、当該計画書の内容について説明し、同意を得て当該計画書を交付しなければならないものを、少なくとも令和７年５月以降、計画書の作成及び交付を行っていないにもかかわらず、個別機能訓練加算を算定しておりました。
これらに伴う不正請求額は８６万２４６４円となります。介護保険法第２２条第３項による加算金４０％分を含め不正請求返還額は１２０万７４４９円となり、令和８年１０月２１日に

本市から返還通知を発出し、請求しております。併せて、一体的にサービスを行っている第１号通所事業につきましても、同様の処分を行っております。

次に、主な経緯としまして、令和７年５月２０日に運営指導を行い、事業所内で個別機能訓練計画書を確認できなかったため、監査へ移行しました。令和８年６月２３日に今回も運営指導から監査へ移行しましたが、個別機能訓練計画書の作成、説明、同意の実施状況が確認できませんでした。

その後、令和８年７月から８月にかけ、事業所職員からの聞き取りや利用者からの聞き取りを行い、令和８年１０月９日に聴聞を実施し今回の処分に至ったものです。

以上、簡単ではございますが、「介護保険サービス事業所に対する行政処分について」の説明を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

（　質疑なし　）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「認知症対応型共同生活介護事業所（グループホーム）の整備に係る応募状況と選定結果について」、報告を求めます。

○介護保険課長

「認知症対応型共同生活介護事業所（グループホーム）の整備に係る応募状況と選定結果について」、ご報告いたします。

提出しております資料を御覧ください。飯塚市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の基盤整備の方針に基づき、令和７年度に整備事業者を公募したところ複数の事業所から参加表明がありましたが、全ての参加表明者から辞退届が提出されたため、整備事業者の公募方法につきまして再検討を行いました。再検討後に市のホームページにおいて、令和８年４月１日から７月３１日にかけて再公募を実施したところでございます。

別紙１をお願いいたします。応募状況につきましては、募集事業者数が２事業者に対しまして応募事業者数が１事業者となりました。

選考方法としましては、１次審査の書類審査及び２次審査の選考委員によるプレゼンテーションによる採点選考を行ったものであります。

評点結果につきましては、６００点満点中４４７点で採点結果が配点合計の６割を超えていますので当該事業所を整備予定事業者として採択し、飯塚市高齢社会対策推進協議会において報告しているところでございます。

整備概要につきましては、別紙２のとおりでございます。整備予定事業者の株式会社ゆみにつきましては、主たる事業所の所在地が上三緒５９９番地１、サービス種類が介護予防認知症対応型共同生活介護事業、整備予定地が飯塚市立岩１７３０番地１、外１筆、利用定員が９名、開設予定日が令和１０年３月の予定となっており、整備予定地は位置図のとおりでございます。

また、今回の募集事業者数が２事業者数に対しまして、採択された整備事業者が１事業者となりましたので、引き続き、認知症対応型共同生活介護事業所の整備につきましては、飯塚市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の中で整備事業を検討していく予定としております。

以上、簡単ではございますが、「認知症対応型共同生活介護事業所（グループホーム）の整備に係る応募状況と選定結果について」の説明を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

（　質疑なし　）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市教育委員会事業評価結果（令和７年度分）について」、報告を求めます。

〇教育総務課長

「飯塚市教育委員会事業評価結果（令和７年度分）について」、補足説明いたします。

本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２６条の規定に基づき、令和７年度に実施した事業の管理及び執行状況について、その結果に関する報告書を作成し議会に提出するとともに公表するため、報告するものでございます。提出資料の飯塚市教育委員会事業評価結果報告書（令和７年度分）によりご説明させていただきます。

まず１ページをお願いいたします。１ページには、点検評価を行う目的、飯塚市教育委員会の「組織、構成」などについて記載いたしております。

次に、２ページから３ページにかけましては、教育委員の活動状況として、教育委員会会議の開催状況や研修会等への参加状況を記載いたしております。

４ページをお願いいたします。「１　点検・評価について」、（１）点検・評価する事業の対象につきましては、飯塚市教育施策要綱に掲げる主要施策を達成するために取り組んだ主な１０事業を対象といたしております。

（２）点検・評価の方法につきましては、事業ごとに必要性、効率性、公平性の観点から、それぞれの所管課が自己評価を行い、点検評価の客観性を確保するために２名の学識経験者による外部評価を頂きました。この点検評価におきましては、各事業の達成度、成果等に応じて「Ａ　達成」、「Ｂ　概ね達成」、「Ｃ　課題がある」、「Ｄ　要事業見直し」の４区分で評価を頂いております。

評価結果につきましては、集計表に記載のとおり、「Ａ　達成」が７事業、「Ｂ　概ね達成」が２事業、「Ｃ　課題がある」が１事業でございます。

次に、５ページから９ページにかけまして、２名の外部評価者による公表を頂いております。

今回点検・評価した各事業について全体的に適切に事業が実施されているとの評価を頂いておりますが、今後、取組の改善に向けた工夫の必要や各事業に対する様々な課題など、専門的なご意見を頂いているところでございます。

１０ページをお願いいたします。１０ページからは、今回評価対象といたしました学校教育の５事業と社会教育５事業の計１０事業について、取組施策別評価結果を記載いたしております。ここで主な事業の評価内容や意見等について分野ごとに１件ずつご説明させていただきます。

まず、学校教育分野からＮｏ．１「『飯塚市学力向上推進プラン』に基づく取組の促進」につきましては、取組内容は大変有意義と評価できるである一方、小中連携の強化、小中一貫校のカリキュラム充実、学力調査の学年別検証、非認知能力の育成を検討していただきたいとのご意見を頂いております。

次に、１４ページをお願いいたします。社会教育分野からＮｏ．８「全国大会等出場報奨金の交付」につきましては、今後の継続に向け広報活動の強化や、発表（啓発）の場を創出し、市民への一層の周知と認知度向上を図っていただきたいとのご意見を頂いております。

そのほかの事業につきましても、評価、ご意見を頂いており、各所管課におきまして、今後の事業実施に生かしてまいりたいと考えております。

次に、１６ページには評価対象である１０事業の事務事業に係る点検・評価一覧表を記載しております。

１７ページから３２ページまでは各所管課において作成しました、「点検及び評価シート」を添付いたしております。この点検及び評価シートにつきましては事業等の目的、内容、目標値、また取組状況や成果、今後の方向性等を各所管課において自己点検・評価を行ったものでこの内容に基づき、ヒアリングを行い事業ごとに先ほどの評価、ご意見を頂いたものでございます。

最後に３３ページから巻末までは参考資料としまして、令和７年度の教育委員会会議に付議

した議案等の一覧表を添付いたしております。この報告書にあります点検評価の結果につきましては、今後、事業内容の工夫や改善等に反映させ、目標値の見直しを含め再検討し、さらなる事業の充実を図ってまいりたいと考えております。
以上、簡単ですが、「飯塚市教育委員会事業評価結果（令和７年度分）について」、補足説明を終わります。
○委員長
報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。
○吉松委員
学校教育分野の「『飯塚市学力向上推進プラン』に基づく取組の促進」についてですけれども、これの評価がＣということで、これはあんまりよくないということでしょうね。課題があるということでしょうが、そこに意見として「小中一貫校はその強みを活かして」と書いてありますけども、これは現在のところ強みを生かせていないと解釈してよろしいんでしょうか。
○学校教育課長
市内小中学校におきましては、１０年来、小中一貫教育を進めています。その中で小中一貫９か年プランということを、どの中学校においてもつくっていただいて小中一貫教育を進めているところでございますけれども、やはりその学力のつながり、カリキュラムのつながりというところでまだ改善の余地はあるというふうに捉えております。今回、評価者の方からいただいた小中のつなぎのカリキュラムの改善についてというところは、今後、学校教育課としても検討して小中一貫教育をさらに推進してまいりたいというふうに考えております。
○吉松委員
小中一貫校を進めていきたいという中でこの強みを生かすべきだと書いてありますけども、小中一貫校でないところと一貫校の違いといいますか、この評価の書き方ではですね、小中一貫校でないところは十分にできておるというふうに解釈するというようなことができないと思うんですよね。比較といいますか、これ小中一貫校のみにこういう意見を述べられておりますけれども、既に小中一貫校を目指すということの中で小中一貫校でないところよりも劣っているとか、そういう比較ができないと思うんですけども、その辺のことは報告できないんでしょうか、比較のデータみたいなことは。
○学校教育課長
飯塚市では施設一体型の小中一貫校と施設分離型の小中一貫校、そして二瀬中学校と伊岐須小学校のような併設型の小中一貫校で教育を進めておりますけれども、それぞれの中学校のデータにおきましては、施設一体型であったり、または施設分離型、または施設併設型におきまして、学力調査の結果については各小中学校出てきておりますけれども、そういった小中一貫の施設だから学力が高いとか、分離型だから学力が低いというデータではなく、学校教育課としては一体として小中一貫教育を進めておりますので、どういった校種であっても一体的に小中一貫教育を進めて学力向上につなげていきたいというふうに考えております。
○吉松委員
小中一貫校を進めていきたいという中で、やはり同じところでやっているという一環もあるでしょうけど、小中一貫しているところにメリットがあるよというようなことが分かりやすかったらですね、これを今後進めていく中にも強力なメッセージになると思うんで、何かそういう分かりやすいようなことができたらいいと思います。これは意見にとどめますのでよろしくお願いします。
○委員長
ほかに質疑はありませんか。
○石川委員
意見と１つ、２つ質問させていただきます。２５ページ「２　主要施策」、１－６「こども

の読書環境づくりの推進」という評価シートの２６ページ、課題のところに「持続的な事業運営のために、図書館ボランティアの継続的な育成が不可欠であるとともに、図書館や学校図書司書との更なる連携が必要である。」という課題が書かれてあるんですが、この学校図書司書という方は飯塚市の小学校１９校、中学校１０校の図書館全てに学校図書司書の方がいらっしゃると聞いています。その方々は皆さん正規の職員の方なのか、小学校１９校、中学校１０校に１人ずつ、１人だけの配置なのか、お尋ねいたします。
○教育総務課長
　全小中学校に１人ずつ配置いたしております。身分については、会計年度任用職員という形になります。
○石川委員
　１人ずつということですね。分かりました。
　それで、この学校図書司書の方は、例えば、飯塚市図書館運営協議会であるとか、そういう審議会のほうに一緒に入ってもらって、市民の方といろいろなことを協議してもらうような場に学校図書司書の方も審議に入っていただくと、識者として知見があると思いますので、それを要望したいと思うんですけども、そういったことは実際に、審議会や飯塚市図書館運営協議会に図書司書の方が入られているということはあるんでしょうか。
○委員長
　暫時休憩いたします。
休　憩　１１：３７
再　開　１１：３７
　委員会を再開いたします。
○石川委員
　そういった知見があると審議のほうもとても有効かと思いますので、ぜひ図書司書の方を配置していただくように要望としてお願いいたします。
○委員長
　ほかに質疑はありませんか。
○藤間委員
　２７ページの点検及び評価シート、こちらの飯塚市文化振興マスタープランの基本理念に基づいて、文化芸術活動の充実を図っていらっしゃると。こちら交付件数が個人、団体合わせて９件、こちらの９件、どういう団体がどういう大会に出たのか分かりますか。分からなければまた、別途お伺いします。今手元に資料はありますか。
○文化課長
　申し訳ありません。個別団体の分かる資料は今手元にございません。
○藤間委員
　では意見だけですけども、例えば、学校とかが出場する場合は学校名とかで飯塚の団体が頑張っているんだなみたいな形で分かりやすいと思うんですけど、これ多分、それに限らず個人の申込みとかもあるかと思うので、せっかく飯塚市でご支援して全国大会に行ってもらうのであれば、飯塚の名前を背負っていただくと素敵かなと思いまして、こちらまた別途お伺いさしていただきます。
○委員長
　ほかに質疑はありませんか。
（　な　　し　）
　質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。
　これをもちまして福祉文教委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。